朝鮮人国役令の変遷について

上村順造

はじめに

朝鮮通信使一行は、淀・京都～江戸間は陸路をとった。信使一行を遅滞なく逓送するためには多大な人馬の動員を要した。幕府は逓送に要する人馬の動員を二つの動員方式を組み合わせることによっておこなった[1]。一つは大名課役として大名を指定し乗馬および馬具を提供させる方式。いま一つは百姓課役として信使の経路にあたる国々を指定し、その国内の村々から領主を介して国役によって人馬を動員する方式（＝「朝鮮人国役[2]」）である。

従来、前者についてはいくつかの論考がなされてきたが[3]、後者については、地方自治体史、近世陸上交通史のなかで、通行の一形態として通信使がとりあげられ、関連資料解釈のために、幕府がその都度発令した国役令が断片的に引用解説されることはあっても、国役令そのものを主題としてその変遷が論じられることはなかった。

本稿は、史料上の制約から[4]対象を第7次（天和度）から第12次（文化度）に限定し、幕府が通信使招聘に際し、その都度発令した国役令を時系列に整理し、天和～文化の間に国役令がいかなる変容を遂げたかを明らかにすることを目的とする。国役令変遷の整理にあたって、本稿では仮説として次の3段階を設定した。

①第1段階（天和・正徳度）　正人馬動員をたてまえとする段階

②第2段階（享保度）　人馬動員を全面的に町人請負制に変更し、新たに国役金制度を設定した段階

③第3段階（延享・宝暦・文化度）享保度に設定された国

役金制度が固定化された段階

また、本稿では、国役令の変遷にあわせて、従来ふれられることのなかった人馬割代官の変遷についても言及しておきたい。人馬割代官は、国役令を実施するにあたり幕府が任命配置した実務担当官であり、その変遷に言及するのは、国役令の変遷と密接に連動しているからである。

一　第1段階　正人馬動員をたてまえとする段階（天和・正徳度）

Ⅰ　天和度

五代将軍綱吉の将軍襲職祝賀の通信使が対馬に到着したのは天和二年（1682）年六月であった。幕府が信使一行逓送ための人馬動員令を発令したのは同年六月一日である。

天和国役令

覚

山城　大和　和泉　河内　摂津　近江　丹波　播磨
美濃　三河　遠江　駿河　伊豆　相模　武蔵

右国中知行有之面々、當秋朝鮮人来朝之節、又帰国之節も人馬出候様に、其場所之御代官所より可相触候間、其趣無滞可被出候、以上、

戌六月朔日

（『通航一覧』巻三十五）

幕府は、通信使来日にそなえ山城以下十五ケ国を指定し、その国の知行主が代官（人馬割代官）の触にしたがい遅滞なく人馬を出動させることを命じている。指定十五ケ国はこののち固定されるにことになるが、上方八ケ国と信使の経路にあたる七ケ国である。[5] 但し、信使経路の主要の一国である尾張は指定からはずされている。これは尾張が人馬動員を免除されたことを意味するのではなく、[6] 尾張一国が御三家筆頭の尾張徳川氏の一円支配の国であることから、尾張一国の人馬動員は、尾張藩に一任したことによるのではなかろうか。

国役令発令の三日後、幕府朝鮮人御用掛、勘定奉行大岡清重、大目付彦坂重治、寺社奉行水野忠春の連名で、各地に任命配置された人馬割代官に通達が発せられた。[7] その通達に天和度の人馬割代官の配置が記されており、天和度の人馬割代官の任命、配置がどのようになされたかを示している。いま、この史料に記された人馬割代官の配置を、天和度の信使の江戸参向の行程、代官の陣屋所在地とあわせて表示すれば次のごとくなる。→別掲「天和度人馬割代官表」参照のこと。

表によれば、幕府は、淀・京より江戸までの全区間を泊宿をもとに10区間にわけ、それぞれの区間にその地の豪族的世襲代官2名（神奈川～江戸は1名）、計19名を配置している。信使逓送を遅滞なくおこなうため、幕府は万全の人馬動員体制をとって臨んでいるのである。また、この表は、信使の逓送が泊宿に人馬を結集し泊宿間を継送り方式でおこなうことを基本としたことを示している。なおこの表によれば、彦根～大垣間、名古屋～岡崎間は人馬割代官が配置されていない。後者については前述したように尾張藩に、前者については、近江は国役指定国であるがこの区間は彦根藩に人馬動員が一任されたことによるのではなかろうか。

天和の国役令が、各地においてどのよう実施されか、三河田原藩領（1万2千石）の事例を見ることにする。

天和二年七月二十九日付けで「朝鮮人吉田より浜松まで送る人馬割」、同年九月十四日付けで「朝鮮人帰国ニ付吉田より岡崎まで送人馬割」が、岡崎―浜松間を担当する人馬割代官鈴木八右衛門より田原藩に通達された。吉田より浜松までの送り人馬として裸馬[8]13匹、荷馬31匹、人足39人、吉田より岡崎までの送り人馬として裸馬14匹、荷馬54匹、人足133人を日時を指定し吉田に集結すること命じている[9]。この人馬割に指定された吉田宿への人馬動員はどのようになされたのか。それは田原藩領24ケ村から直接正人馬を吉田宿に差し出す方式はとられていない。吉田―浜松間は吉田下町、御油町の町人が、吉田―岡崎間は、白須賀宿、吉田宿の町人が落札し、請負によって、所定の人馬の調達をおこなっている[10]。朝鮮人国役の人馬動員が町人請負によってなされることが、天和の頃には、すでに一般化していた。ただ、天和の頃すべての村の人馬動員が請負化したとはいえないのであって、三河刈谷藩領の11ケ村では「天和年中来朝之節、人馬賃銭ニ罷成リ、大分賃銭掛り申候ニ付、御百姓共迷惑仕、帰国之節ハ御願申上ケ、人馬にて相勤申候[11]」と請負による賃銭支払がかえって村にとっては負担が大きくなり願出により正人馬動員に切り替えているのである。

結局、幕府は天和令において正人馬動員をたてまえとしながら、実際の動員方式としては正人馬動員方式と町人請負による動員方式と両様の方式を認めていたのである。

Ⅱ　正徳度

六代将軍家宣の将軍襲職祝賀の通信使が対馬に到着したのは正徳元年（1711）七月であった。幕府が信使一行逓送ための人馬動員令を発令したのは同年六月である。

正徳国役令

覚

山城　大和　和泉　河内　摂津　近江　丹波　播磨
美濃　三河　遠江　駿河　伊豆　相模　武蔵

右、国々知行所有之面々、當七月八月頃朝鮮人来聘之節并帰国之時も、人馬出候儀御代官より可相触候間、無遅滞可差出旨、知行所え前廉急度申付置、至其節役人付置、無相違様ニ可被申付候以上、

六月

（『御触書寛保集成』五十―２９７３）

正徳令は、15ケ国を指定し、その国の知行主に正人馬動員を命じており、その内容は天和令と同一である。しかし、国役令実施にあたっての動員方式は大きく変更された。

正徳令発令の5日後、正徳元年六月七日、朝鮮人御用掛の勘定奉行大久保忠香、荻原重秀、大目付松平乗宗、千石久尚、寺社奉行本多忠晴の連印で東海道・美濃路通江戸より京、京より淀までの宿中宛に通達が発せられた。いま、その一部を示せば次の通りである。

〈史料1〉

一泊々宿々ニ而人馬次替候間、其宿之人馬者不及申、間之宿よりも御定之通、東海道者一宿より人足五拾人・馬五拾疋宛泊宿江出之、其外定助・大助村々之人馬為差出、其上ニも不足之所者近国村々より人馬集之可継送、委細割付之儀者人馬割御代官より可相触之条、其趣を以御料者御代官、私領者地頭より相触、往返共無滞様可仕事

一来聘之節、彦根より大坂〔大垣カ〕迄、名護屋〔より脱カ〕岡崎迄、帰国之時名護屋より大坂〔大垣カ〕迄、彦根より守山迄、

右之所々者領主より人馬被差出之間、寄人馬ニ不及事

（「御伝馬方旧記」[12]）

この通達で幕府は、今回の人馬動員は①泊宿・泊宿間の宿の人馬、②定助・大助の人馬、③不足の場合は近国の村々の人馬を泊宿に結集する方針であることを明らかにしている。ただし、彦根―大垣間、名古屋―岡崎間、帰国時の名古屋―岡崎間、彦根―守山間は領主人馬差出とし天和度と同様、尾張藩・彦根藩にその動員は一任された。朝鮮人逓送に宿・助郷の人馬を充てるという方式が、正徳度に初めてとられた人馬動員方式であったことは、この方式に対し、江戸大伝馬町・南伝馬町の町人が「来ル秋朝鮮人并対馬守様御当地御出立之人馬、両伝馬町之者相勤候様被仰渡奉驚

入候・・・・先年より朝鮮人人馬之儀一切相勤不申候」[13]と述べていることから明らかである。

幕府による人馬動員方式のこの転換は、元禄七年（１６９４）の助郷制度の確立によって可能となった。元禄七年、幕府は幕府管轄の主要街道の全宿駅に助郷帳を下付した。これにより、各宿駅近傍諸村落を領有関係にとらわれず付属助郷に指定、助郷勤高に基づき人馬を助郷村から徴発し、助郷村からの人馬の徴発を宿駅の問屋の権限によって実施することを保証した[14]。この改革により主要街道の宿駅・助郷制による横断的編成が完成した[15]。元禄七年の助郷制度の確立をふまえ、幕府は朝鮮人遞送の人馬動員方式を宿駅・助郷制度を全面的に活用する方式に切り替えたのである[16]。

宿駅・助郷を中核とした動員方式によって、人馬割代官の任命・配置も大きく変更された。（→別掲人馬割代官表参照）正徳度は全区間を淀・京―新居と舞坂―江戸の２区間に分け、それぞれに３名、計６名を配置任命した。天和度が全区間を10区間にわけ19名を配置したのに比して大幅な削減である。任命された代官も天和度がその地の豪族的代官であったのに対し、正徳度の代官は信使経路の地域とは関係をもたない官僚的代官が任命されている。この変更は、正徳度にあっては人馬動員の実務は宿駅の問屋が担当することが可能となり、人馬割代官の任務が担当区域の村々の人馬割付けが主要な任務となったことによるのであろう。

正徳令が各地でどのように実施されたか、ここでは美濃路の泊宿である大垣への人馬寄せの例をあげる[17]。正徳令が発令された正徳元年六月、幕府は今須・関ヶ原・垂井・大垣の４宿に各宿人足50人、馬50疋宛、合計人足２００人・馬２００疋を大垣に動員することを命じた。これに加えて助郷からの動員が命じられる。助郷動員は４宿以外に墨俣宿助郷、起宿助郷を加えた６宿助郷に大垣への動員が命じられた。こうして大垣以下６宿の助郷と不足分を補うため大垣町近辺の助郷以外の村から合計馬１０１８疋・人足２８０人、これに４ケ宿の伝馬役２００疋・歩行役２００人を合わせて、総合計馬１２１８疋・人足４８０人が大垣に集結されることになった。ここに、正徳令の実施に当たり〈史料１〉に記された宿駅人馬・助郷人馬・助郷以外の村の人馬をもってするという動員方式が通達通りに実施されたことを確認できる。

正徳度において、村々からの人馬調達方式は前述した三河刈谷藩領11ケ村では「来朝帰国共人馬にて相勤申候[18]」と正人馬を差し出しているが、駿河掛川宿・三島宿では請負による人馬調達が行われている[19]。幕府は天和度と同じく正人馬による調達、請負による調達と両様の調達方式を容認

しているのである。[20]

二　第2段階　町人請負制による動員と国役金制の制定（享保度）

八代将軍吉宗の将軍襲職を賀す通信使が、対馬に到着したのは享保四年（1719）六月。幕府が享保令（A1）を発令したのは五月であった。五月の法令は六月に大幅に改定される（A2）。通信使帰国後の享保六（1721）年三月、幕府は人馬賃銭を賄うため国役金徴収を命ずる法令（B）を通達する。

A1　享保国役令

覚

山城　大和　和泉　河内　摂津　近江　丹波　播磨
美濃　三河　遠江　駿河　伊豆　相模　武蔵

右国々知行所有之面々、當秋朝鮮人来聘之節并帰国時も、人馬出候儀御代官より可相触候間、無遅滞可差出旨、知行所え前廉急度申付置、無相違様ニ可被申付候以上、

五月

（『御触書寛保集成』五十―2990）

A2

覚

山城　大和　和泉　摂津　河内　近江　丹波　播磨
美濃　三河　遠江　駿河　伊豆　相模　武蔵

右国々知行所有之面々、當秋朝鮮人来朝之節并帰国之時も、人馬出候儀御代官より可相触候間、無滞可差出之旨相触候得共、請負通し人馬ニ相極、右賃銀高割にて取立筈ニ候間、追て御代官より触可在之候以上、

六月

（『御触書寛保集成』五十―2996）

B

去々亥秋朝鮮人来朝に付、城州淀より江戸迄道中往来之人馬賃金、五畿内、近江、丹波、播磨、美濃、尾張、参河、遠江、駿河、伊豆、相模、武蔵、右、国々へ国役懸りに成候間、可有其心得事、

一右人馬役跡々も国役割合にて指出候処、各別之多少有之、又は可相除謂も無之村方も、役金懸りを除候類も有之に付、此度吟味之上可相除分は左に記し、其外は役金懸り候筈に候、且又船橋掛ケ候所々、其役村と申候而入用之品々差出候村々有之候得共、其役掛りは纔

之品を出候品も多候、雖然船橋役と申相勤候義候へは、外村之掛りよりは相減、左之通に候事、

船橋役村々之外は　高百石に付金三分、銀五匁宛
船橋役之村々は　高百石に付金一分、二朱宛

右割合を以御領、私領共、高役金書面之通取立之、五畿内、近江、丹波、播磨八ヶ国は大坂御金蔵、濃州より武州迄東海道筋国々は、江戸御金蔵へ可被相納候
　但、金は後藤包、銀は常是包にて、四月晦日限、江戸大坂共に可有上納候

一銀両替は、金壱両銀五拾匁宛之積りたるへき事

一御朱印地、寺社領高、并諸役御免許之謂有之村高は、役銀掛り除之候事
　但、此役掛り相除候村々は、其わけ委細遂吟味、是又御領者御代官、私領者領主、地頭より、書付御勘定所へ可被指出候、

一東海道、中山道、日光、甲州道中駅場高、并其駅へ道中奉行より證文渡し置候定助之人馬差出候村々は、役金掛り除之候事、
　但、右同断、

一役金取立上納相済候上にて、右国々に有之銘々知行高委細書付、且又寺社領其外右可除村方有之分は、其趣外書に記可被指出候事、

一船橋役村之分は、是又御領、私領共、何方之船橋役相勤候と申訳、并其村高共に書付、上納金相済候上にて、被指出候書付之内に、一ヶ條書加へ可被指出候事
　但、支配頭有之面々は、右書付支配頭へ可被指出候、支配頭方より御勘定所へ可被指出候、以上

丑三月　松平対馬守　横田備中守
大久保下野守　萩原源左衛門
松岡弥太郎　辻六郎左衛門

（傍線は、筆者）

（『通航一覧』巻百十八）

享保四年（1719）五月、信使の来日にそなえ国役令（A1）を発令する。その内容は天和・正徳令とほとんど変わらない。ところが、六月には従来の国役令を大幅に変更した国役令（A2）を発令する。A2では、今回の人馬動員は「請負通し人馬」で行いその「賃銀」は「高割にて取立」るとしている。従来の、人馬割代官による人馬割にもとづき泊宿に寄人馬し継送りする方式を改め、人馬動員は請負人に任せ、通し人馬方式で行い、その賃銀は高割で後日取り立てるとするのである。

享保度の請負人による人馬動員はどのように実施されたか。享保四年八月、朝鮮人御用勘定組頭奥野忠兵衛は対馬

藩江戸家老平田直兵衛への手紙のなかで「此度は先達て如申入候、請負通し人馬に付、淀より新居迄は京都の者請負、舞坂より江戸本願寺迄は江戸の者請負候」[21]と伝えている。すなわち、享保度は全行程を淀―新居、舞坂―江戸の2区間にわけ、その区間を通し人馬で京都商人と江戸商人が一括請負で実施することになった。このうち、淀―新居間については京都所司代立会いのもと、人足については往復毎日3千人の見積もりで京都町人河内屋善衛門が2千2百貫目で落札し、馬については往復24日、毎日6百匹の見積もりで、菊屋久兵衛が落札していることが確認できる。[22]ただ、京都・江戸の町人による一括請負といっても、実際には「人馬請負人ハ草津・駿府・品川　右三ケ宿問屋請申候」[23]とあるように街道筋の問屋が区間を区切り分担していたのである。

享保度の人馬動員は、町人請負に委ねられ幕府が直接関与することはなかった。このことは、延享度のことであるが、正徳・享保度の人馬動員の実績に関する道中奉行の問い合わせに対し、藤沢宿の問屋は「享保四亥年ハ藤沢宿御泊りニ御座候得共、町人請負通人馬ニ而御通り被成候ニ付、人馬数等不奉存候」[24]と答えていることからも明らかであろう。したがって、幕府は人馬割代官を任命配置する必要はなかった。管見の限りでは享保度の人馬割代官は検証できなかった。もし、五月の段階で任命されたとしても、後述する宝暦度と同じく「人馬割御用懸御免」とされたであろう。

享保四年六月の国役令で、動員は請負通人馬で行い、その賃銀はあらためて高割で取り立てるとしたが、それは享保六年三月、国役金の徴収として実施される。Bは、この時、発令された国役金徴集令の内容を明らかにしている。

国役金は、淀より江戸までの「道中往来人馬賃銭」として、従来の指定15ケ国に尾張を加え[25]16ケ国を対象とし「国役懸り」で課し、高百石に付金三分、銀五匁を御料・私領を問わず免除地を除き一律に取立て、上方八ケ国は大坂金蔵に、美濃以東の八ケ国は江戸金蔵に納入すること命じている。上納期限は一ケ月後の四月とする。

享保度の国役金制の制定について、従来、天和・正徳期に一般化する正人馬動員の代金納化の延長としてとらえ、その体制化をはかったものとして論じられてきたが、その差異について論じられることはなかった。正人馬動員の代金納は、①人馬割代官の割り付けを前提とし、割り付けられた人馬数を調達するために支払われ②その納入先は請負人であった。一方国役金は①人馬動員の有無は関係なく国内一律に総高割として課せられ、②その納入先は幕府の金蔵である。請負人への支払いは金蔵から支出されることに

なるが、もしそこに余剰が生ずればそれは幕府の財源となり得るのである。

享保度に創設された国役金は、人馬賃銭の徴収を名目としながら、従来の正人馬動員の代金納制と異なり、人馬動員の有無には関係なく国内一律に均一に課せられ、その収益は幕府財源になし得る点において、租税としての性格をもっていたといえよう。

享保度の人馬動員は、請負通し人馬と国役金徴集を組み合わせることによって実施された。しかし、この新しい動員方式に対し、正徳・享保両度の通信に同行した対馬藩儒官雨森芳洲は、『交隣提醒』のなかで「正徳年中には所々より出る人馬共に余計有之、差碍候事無之、天和年も其通りに有之由に候処、享保年には請負に成候ゆへ甚差支へ、日本の御外聞不宜候」と批判し、天和・正徳の例に戻すべきだと提言している。町人請負通し人馬方式は必ずしも幕府の思惑通りにはいっていないのである。

三　第3段階　国役金制度の固定化の段階（延享・宝暦・文化度）

Ⅰ　延享度

九代将軍家重の将軍襲職を賀す通信使が対馬に到着したのは寛延元年（1748）二月であった。幕府が国役令（A）を発令したのは延享四年（1747）十二月、国役金徴集（B）を命じたのは寛延二年（1749）九月である。

A

延享国役令

覚

山城　大和　和泉　河内　摂津　近江　丹波　播磨
美濃　三河　遠江　駿河　伊豆　相模　武蔵

右国々領分并知行所有之面々、来辰年四月頃朝鮮人来朝之節并帰国之時分ニも人馬出候儀、御代官より可相触候間、無遅滞可差出旨、領分并知行所え前廉急度申付置、其節ニ至り役人附置、無相違様可被申付候、以上、

十二月

（『御触書宝暦集成』三三―1618）

B

去辰年、朝鮮人来朝并帰国之節、人馬割諸御入用、其外御賄方入用共、先格之通、山城大和河内和泉摂津近江丹波播磨美濃三河遠江駿河伊豆相模武蔵国御料私領国役懸候筈に付、此度割合候、尤禁裏御料御門跡領公家衆家領御朱印寺社領、本海道宿場并助郷御伝馬役勤候村高、朝鮮人御用に付人馬差出、或は渡場船橋役御

賄御用として、人足等差出候村方、其外前々より訳有之、高懸り諸役免除高等之分除之、其余は拝領高込高新田改出等、都而其村々有高百石に付金三分宛、其所々通用次第金に而成とも銀にして成とも、尤銀も六拾目替之積、村々より取立之、来午二月を限、大和丹波は京都三井三郎助、山城近江は同所島本三郎九郎、摂津河内和泉播磨は大坂平野屋又右衛門、同所鴻池屋善右衛門方へ相納、美濃より武蔵まて七ヶ国之分は、御代官船橋安右衛門、山本平八郎両人之内へ可相納候事、

一右高懸り金納済候上にて、別紙案文之通書付、并納済候節之請取手形共に、御勘定所へ可被差出候事、

一朝鮮人御用勤候村々之内、御賄方へ鶏差出候下村、御扶持方被下人足勤候村方、玉薬被下候諸役村高等之分は、半高懸り、百石に付金壱分弐朱宛之積りたるへく候

其余少分之役勤分共、除高并半高懸り之内へは不入候而、一統割合之通り取立、上納可有之候事、以上

巳九月　　御勘定所

（『通航一覧』巻百十八）

Aは、幕府が享保度の請負通し人馬方式を改め、天和・正徳の正人馬動員方式に戻したことを示している。延享度の人馬動員は、人馬割代官の通達に「来辰年朝鮮人来朝ニ付き人馬附送之儀、藤沢・戸塚・保土谷宿ハ先年差出シ候通り、助郷村々之儀、高百石ニ当り先年之通り人馬差出シ候積り、猶又不足之分ハ助郷外拾里之内村々より為差出、右御用無滞為相勤可申旨被為仰出候条、可奉得其意事」[26]とあり、①宿駅人馬、②助郷人馬、③助郷以の村々人馬を順次動員する、正徳度の宿駅・助郷制を中核とする寄人馬動員方式がそのまま踏襲されている。村々からの実際の人馬調達の実態は、〈史料2〉に示すごとくであった。

〈史料2〉

一先達而其宿村々へ申渡置候通、此度之義ハ寄人馬ニ而為勤候様従　公儀被仰出候処、去冬より当春迄町人相廻り、人馬請負可仕旨我等共申渡シ候と申之、権威を以右宿々村々問屋并役人ニ対談いたし候様ニ申談相廻り候由、先達而申渡シ候通り内証相対之儀者勝手次第可致候、左候而者名主組頭ハ買上馬ニ指添可罷出候、間違等有之候得者、其村々不調法ニ相成り候、人馬請負与申儀我等共より申付候筋ニ決而無之候間、可得其意候事

右之趣得其意、村下ニ名主印形いたし、刻附を以早々相廻シ、留り村より我等共屋敷へ可相返候、以上

蓑　笠之助（人馬割代官）

佐々新十郎（人馬割代官）

藤沢宿　問屋　年寄

寄村々　庄屋　年寄

右之趣問屋より相触、村々請印取之可差出候、以上

（「延享四年正月より　朝鮮人来朝につき宿方御用留」[27]）

村々からの人馬調達に際し、請負人が、幕府が請負動員を命じていると称して、宿々村々の問屋役人に強圧的に交渉している。こうした事態に対し、人馬割代官は「内証相対之儀者勝手次第」と請負人馬の一般化の現状を許容しながら、一方で「人馬請負与申儀我等共より申付候筋決而無之候」と、今回の人馬動員が、人馬請負を幕府自らが命じた享保度と異なり正人馬動員をたてまえとすることを強調している。結局、実際の村からの人馬調達を請負による調達にするか、正人馬指出にするか、幕府は両様の方式を認めているのであり、その点では天和・正徳度と変わらないのである。ただ、享保度の幕府による請負方式の導入によって、朝鮮人国役の人馬調達に際し、請負方式がより一般化し、延享度、幕府があらためて正人馬動員のたてまえを強調する事態に至ったといえよう。

延享度の人馬割代官は、正徳度と同じく6名でいずれも信使径路とは関係ない官僚的代官である。その配置は、全区間に16の拠点をおき、その間を2名一組で巡回する方式で正徳度とは異なる。（別掲人馬割代官表）

B

A発令の半年後、寛延二年九月、国役金徴集令Bが通達された。人馬割御用、賄方御用として、百石に付金3分を国役指定国15ケ国を対象に国役懸りで御料私領をとわず一律に村々より取り立て、上方8ケ国は幕府指定の京都・大坂の商人へ、美濃～武蔵の7ケ国は幕府指定の江戸の担当代官に納入することを命じている。

延享度の国役金制度は、享保度のそれと基本的には同一である。しかし延享度においては、幕府は人馬動員令Aを発令しながら一方で国役金徴集令Bを発令している。人馬動員を実現する為であれば天和・正徳度と同じくA発令だけで目的は達せられるはずである。享保度の場合、人馬動員は民間請負人に一任し、幕府は国役金のみを徴集した。請負人に動員を命じた動員令と国役金徴集令とは整合性をもつ。しかし延享度の場合、動員令と国役金徴集令とは整合性をもたない。人馬を出した村は国役金も課せられニ重役を課せられることになる。幕府はこの不整合性を解決すため、享保度の免除規定にはなかった「朝鮮人御用に付人馬指出村」を加えることによって、両令間にある矛盾を解消した。

延享度、幕府が本来整合性を持たない両令をそれを承知であえて発令したのは、朝鮮人国役令の実施のなかで国役金徴集が占める比重が増したことを意味する。それは国役金が租税的要素をもち、幕府財源の補填となり得るとする幕府の認識があったからにほかならない。

Ⅱ　宝暦度

十代将軍家治の将軍襲職を賀す通信使が対馬に到着したのは宝暦十三年（１７６３）十月である。幕府が国役令Ａを発令したのは宝暦十三年（１７６３）四月、国役金徴集令Ｂは翌明和元年（１７６４）九月に発令された。

宝暦国役令

A

宗　対馬守

前々朝鮮人来朝之節、道中往来人馬割、従　公儀被仰付候得共、當未年来朝之節は、従大坂、江戸迄道中往還宿々人馬一式、其方引請ニ被　仰付候間、被得其意、来朝帰国之節共、随分順路ニ差支無之様可被取計候、右為入料、金九萬七千両可被下候、委細之儀は、池田筑後守、一色安芸守、安藤弾正少弼、古坂与七郎え可被承合候

四月四日

（『御触書宝暦集成』三三―１６１８）

B

明和元年甲申九月　日

当申年朝鮮人来朝并帰国之節、人馬割、諸入用其外御賄方入用共、先格之通山城・大和・河内・和泉・摂津・近江・丹波・播磨・美濃・尾張・三河・遠江・駿河・伊豆・相模・武蔵、御料、私領へ国役懸り候に付、此度割合候、尤禁裏御料、御門跡領、公家衆家領、御朱印寺社領、東海道宿場并助郷御伝馬役勤候村高、朝鮮人御用に付渡場、船橋役御賄御用として人足等指出候村方、其外前々より訳有之、高掛り諸役免除高等之分除之、其余は御領知高、込高、新田改出等、都而其村々有高百石に付金三両壱分、永百弐拾五文つつ其所之通用次第、金にて成共、銀にて成共、尤銀は六拾三匁替之積り、村々より御取立之、来る十二月を限り、大和・丹波は京都三井三郎助、山城・近江は同所島本三郎九郎、摂津・河内・和泉・播磨は大坂平野屋五兵衛・鴻池屋善右衛門方へ御納、美濃より武蔵迄八ヶ国之分は、於江戸御代官吉田久左衛門・山本平八郎両人之内へ御納可被成候事

一右高懸り金納済候上、別紙案文之通、書付并御納候節之請取手形共に、御勘定所へ御指出可被成候事

一朝鮮人諸御用勤候村々之内、御賄方へ鶏差出候一役村方、御扶持方被下人足勤候村方、玉薬被下猪役勤候村方、右村高等之分半高懸り、百石に付金壱両弐分、永百八拾八文宛之積りたるへく候、其余少分之役勤候分は、除高并半高懸り之内ハは不入候間、一統割合之通御取立御納可被成候事、以上

（「公儀御触留四十八」『日本財政経済史料　四巻』所載）

Aは、幕府が前回の人馬動員方式を大幅に変更したことを示している。大坂―江戸間の朝鮮人往来に要する人馬動員は幕府は関与せず、一切を対馬藩に任せ、その費用として同藩に金9万7千両を一括支給する。これは対馬藩を民間請負人と置き換えれば、享保度の動員方式と原理的には同一であり、その復活であるといえよう。

したがって、宝暦度の国役令の実施にあたって人馬動員を課す人馬割代官の配置も不要となった。

〈史料3〉

朝鮮人来朝人馬之儀、宗対馬守一式引請ニ被仰付、自分共人馬割御用懸り御免被仰付候、依之朝鮮人泊宿々去秋中致地取置候人馬留矢来場御入用無之ニ付、定杭早々可取払候、

此廻状早々可継送候、已上

未四月十日

真野惣十郎 印　辻六郎左衛門 印

前沢藤十郎 印なし　横山伝右衛門 印なし

内方鉄五郎郎 印　小田切新五郎 印

品川より東海道　美濃路　江州彦根　大津より伏見通り淀迄

右宿々　問屋

年寄

（「宝暦十三歳　朝鮮人御用　御廻状留帳」櫛田家蔵[28]）

Aの対馬藩一括引請令をうけ、人馬割代官6名が人馬割御用懸り御免となったこと、人馬寄せのための矢来場は無用となり撤去することを信使径路にあたる宿々に通達されていることが知られる。

それでは、従来、幕府あるいは町人一括請負によってなされた信使逓送を対馬藩はどのように達成したのか。

〈史料4〉

乍恐口上之覚

一朝鮮人来朝ニ付、宗対馬守様御役人衆先達而御通り

之節、人馬請負ニ相成候ニ付、宿々積り書指出し申候様ニ被仰聞候ニ付、三宿申合参向之節ハ名古屋より岡崎迄、帰国之節ハ名古屋より大垣迄入札仕積り書差送り可申と奉存候、仍之御達申上候、以上

未六月　　鳴海宿問屋　義助
　　熱田宿問屋　与十郎
　　清洲宿問屋　惣兵衛

郡御奉行所

（「未年　朝鮮人并琉球人留帳」櫛田家蔵[29]）

Aをうけ、派遣された対馬藩役人に対し、宿泊地名古屋近辺の鳴海・熱田・清州宿の問屋が3宿合宿で参向時は名古屋～岡崎間、帰国時は名古屋～大垣間を請負う入札見積書を提出していることが知られる。

対馬藩は大坂―江戸間の信使逓送に要する人馬動員を、街道筋の宿々と交渉し、合宿請負によって達成したのである。

Bは、宝暦度の国役金徴集が延享度のそれと基本的には同じであったことを示している。延享度との主な相違点は①賦課対象国が15ケ国から尾張を加えて享保度と同じく16ケ国とされている、②免除地から「朝鮮人御用に付人馬差出」村が除かれている、③国役金の高額化、の三点である。このうち①、②は、宝暦度の人馬動員方式が対馬藩一括請負になったことに対応する変更である。宝暦度にあっては人馬動員令と国役金徴集令とは整合性をもっており、その点では享保度方式への回帰といえよう。問題は③である。③で今回の国役金を高百石に付金三両一分、永百二十五文としている。この額は享保度の金三分銀五匁、延享度の金三分に比して、大幅な増額である。幕府が国役金を幕府財源を補填する租税として位置づけ、その徴集に重点をおく姿勢が延享度に比し一層強めていることは明らかである。

Ⅲ文化度

十一代将軍家斉の将軍襲職を賀す通信使の招聘は家斉の将軍襲職から24年後、文化八年（１８１１）年、対馬において実施された。所謂「易地聘礼」である。幕府が国役金徴集令を発したのは文化五年１８０８）である。江戸までの信使逓送はなく、人馬動員令は発せられなかった。

文化国役令

一此度朝鮮信使対州迄来聘に付、諸御普請其外惣入用之内、六十余州御料私領村高百石に付金壱両つつ国役掛り候所、右金高当辰年より来申年迄、五ヶ年に割合、一ヶ年分村高百石に付永弐百文宛懸り候筈に

候、

一国々之内、禁裏御料之内、仙洞御領方門跡方公家衆家領御朱印地寺社領、其外前々より訳有之、高懸り諸役免除高等之分除之、拝領高込高改出新田高へ掛り、山城大和近江丹波は京都町奉行、摂津河内和泉播磨は大坂町奉行へ、納方日限并手形案文等御問合、指図之上、右両所之内へ御納可有之候、右八ヶ国之外は、一同於江戸、懸り御代官左之名前之内へ、納日限手形案文等、当辰八月中迄に御問合、前同断金銀之内、其所之通用次第、尤銀相場同断之積にて、御納可有之候事、

一右高掛り金紋相済候上、別紙案文之通、美濃紙帳面壱冊、并納済候節之請取手形共、大手御番所後御勘定所へ御差出可有之候事、掛り御代官名前左之通

大貫次右衛門　川崎平右衛門　浅岡彦四郎
野田源五郎　恩田新八郎

辰四月

（『通航一覧』巻百十八）

文化度の国役金制度の内容は、基本的には従来の国役金制度を踏襲するものである。すなわち、御料・私領を問わず「国役係り」すなわち一国単位で一律総高割りで、百石に付金1両（毎年年永二百文、五年年賦）を課し、上方8ケ国は京都町奉行所・大坂町奉行所、8ケ国以外の国は江戸の担当代官に納入することを命じている。

文化度の国役金制度が従来のそれと最大に異なる点は、賦課対象国を一六（あるいは一五）ケ国に限定せず、いっきょに「六十餘州」に広げたことである。ここに国役金は全国すべての国に課せられる税となったのである。

文化度の国役金は「諸普請其外惣入用」を名目としあげるが、その内容には朝鮮人御用との関連を示すものはない。免除規定には、従来の免除規定にみられた朝鮮人接待にかかわる項目は一切なく幕府の一般的高役金免除項目が列挙されているにすぎない。

文化度の国役令が発令される2年前、文化三年に、幕府内部で通信使来聘経費の支弁をめぐり、それを大名の高役出金と国役金によってまかなうのか、朝鮮人接待準備に必要とされる諸業務を直接命じて行うのか、二案が検討され、大名高役出金・国役金による案に決定された。（ちなみに、ここにいう大名高役金とは易地聘礼により必要とされなくなった乗馬・馬具の提供に代わる大名課役を指すのであろう）。幕府はこの決定をふまえ、大名高役出金と国役金による収入金の見積もりを計上している。ここでは国役金の部分についてのみ記す。掛り高を「弐千五百弐拾万九千石

余　惣国役金」とし、高百石に付金1両として「此金弐拾五万弐千九拾両余」の収入を見積もっている。国役金の掛け高２５２０万９０００石余は、元禄郷帳の総石高２５７８万石余から禁裏料以下の諸役免除高を差し引いた額に近似する。[30] 文化度国役令は、「諸御普請其外惣入用」は名目にすぎず、国役金を全国総石高に課し、その収入金を幕府財源にあてることを意図したものといえよう。

国役金は、享保度、人馬賃金銭を賄うものとして設定されたが、そのなかに租税的要素をもつことはすでに指摘した。延享度、宝暦度と固定化されるなかでその要素は一層強まり、文化度に至って租税そのものに転化したといえよう。

むすび

以上、本稿では天和度から文化度にいたる朝鮮人国役令の変遷の整理を試みた。最後にその結果を要約した図式を提示する。図では人馬動員令をA、国役金徴集令をBとする。

国役令の変遷

○天和令　――A（正人馬動員）
←
○正徳令　――A（正人馬動員）
←
○享保令
A（町人一括請負）――B（一六ケ国指定）
←
○延享令
A（正人馬動員）――B（一五ケ国指定）
←
○宝暦令
A（対馬藩一括請負）―B（一六ケ国指定）
←
○文化令――B（総国指定）

この図式により、朝鮮人国役令の変遷において、享保度が転換点となったことは明らかである。それ以前の国役令はAの単独法令であったのが、享保度にA，Bを併用する方式が成立し、以後、この方式は固定化され国役令のなかでBのしめる比重は増大化する。結果、文化国役令はB単独法令に収斂するのである。朝鮮人国役令は、一三〇年を経て、天和の人馬動員単独法令→文化の国役金徴集単独法令をもって終焉したのである。

正徳度、朝鮮通信使招聘を主導した新井白石は、大名課役の鞍具・馬を商人請負にしたらどうかという荻原重秀の提案を「かかる事ども、国体にしかるべからず」と斥けた[31]。ここには朝鮮通信使の招聘、接待を全国支配者たる幕府が執り行う公的な国家事業と認識し、それを民間人に任せることはできないとする強い姿勢がみられる。

以後、朝鮮通信使に対するこうした認識は幕閣内で衰微していく。文化度の易地聘礼以後も、通信使招聘の実現をめざす幕府と朝鮮の交渉は続けられたが遂に実現されることはなかった。朝鮮人国役令も文化度国役令を最後に二度と発令されることはなかったのである。

本稿は、天和度から文化度に発令された朝鮮人国役令を時系列に整理し、その変遷を概観することを目的とした、したがって各時期の国役令発令の政治的、経済的、社会的背景については言及していない。人馬割代官についてもその変遷を述べるにとどめた。また、国役令が各地域においていかに実現されたのかについても、例示にとどめた。これらの問題は後日に検討されるべき課題として残る。

（うえむら　じゅんぞう　東海地方朝鮮通信使研究会会員）

註

（1）荒野泰典「朝鮮通信使の終焉」「歴史評論」３５５号

（2）「朝鮮人国役」なる概念用語は一般的ではない。本稿では山口啓二『鎖国と開国』（岩波書店１９９３）「第２講近世の武家政権と伝統的権威」によった。氏は将軍の日光社参寄人馬が御料・私領に関わりなく国郡単位で課せられたことを指摘し、これと類似するものとして「朝鮮人国役」や「琉球人国役」をあげている。

（3）土田良一「朝鮮使節と大名課役」（『地方史研究」２７５号）、同「朝鮮通信使通行時の鞍馬・鞍皆具役」（『日本歴史」６１０号）、池内敏「寛永から享保に至る道中人馬役」（『大君外交と武威』名古屋大学出版会　２００６第１部補論１）、横山恭子「加賀藩の朝鮮人御用にみる公文書」（大石学編『近世公文書論』岩田書院　２００８所収）、同「近世中期朝鮮通信使の乗馬調達」（『朝鮮学報」２１３号）等

（4）第１次慶長度から第６次明暦度のまとまった幕府による人馬動員令は、管見のかぎり検出出来なかった。

（5）上方８ケ国は、山城・近江を除き信使陸路の経路にあたらない。したがって、上方八ケ国の国役令施行方式は径路七ケ国と異なる可能性がある。本稿では主として後者を考察の対象とし、前者の検討は別の機会にゆずる。

（6）尾張が人馬動員したことは、土田良一（『近世日本の国家支配と街道』文献出版２００１　第４章第３節「尾張国の助郷」）の指摘がある。

（7）「（天和二年）朝鮮人来朝記録」国立公文書館蔵

（8）「裸馬」「裸背馬」は大名課役の鞍皆具を乗せるため村々

から動員　された馬である。

(9)『田原藩日記　第1巻』(田原町編　1987)天和2・7・29日条、同9・13日条

(10)『赤羽根の古文書　近世史料編』(赤羽根町史編さん委員会編　2005)282、283史料

(11)「享保四年　御触状留帳」(『刈谷町庄屋留帳』刈谷市教育委員会編　1976)所収

(12)『近世交通史料集　三』(校訂児玉幸多　吉川弘文館　1968)所収

(13)「御伝馬方旧記」　(12)に同じ。

(14)深井甚三『幕藩制下陸上交通の研究』(吉川弘文館　1994)第二編第一章二「元禄・宝永期の宿駅助郷政策」

(15)土田良一『近世宿駅の歴史地理学的研究』(吉川弘文館　1994)第二章「東海道の助郷」

(16)正徳度、助郷制の確立をふまえ動員方式が宿駅・助郷体制に変更されたことは土田(註(15)論文)によって指摘されているが、天和度との対比についてはふれられていない。

(17)『新修　垂井町史　通史編』(垂井町編　1996)第五章第四節「垂井町と交通」

(18)注(11)に同じ

(19)渡辺和敏「朝鮮通信使の通行」(『静岡県史研究　第九号』)

(20)土田は(註(6)著書第一章第三節三「国役と国役金」)、天和・正徳の動員は町人請負でなされ、その入用賃金は役金で国割・郡割で徴集されたとするが、信使径路の七国で、国・郡単位で役金を命じた事例は確認出来ない。

(21)『通航一覧』巻五十八

(22)『通航一覧』巻三十九

(23)静岡市下島　長田家文書「朝鮮御用・琉球人御用御役勤之覚」この史料は註(19)渡辺論文に紹介されている。

(24)「延享三丙寅年　朝鮮人一件御用留帳」(『寒川町史2　資料編近世2』所収)

(25)享保度は町人請負によって人馬動員がなされた。したがって、動員指定15ケ国からはずされた尾張も国役金は課税対象国となる。

(26)註(24)に同じ

(27)『寒川町史2　資料編近世2』所収

(28)「櫛田家文書」は現在写真版を名古屋市市政資料館が保管し整理中である。このうち本稿で利用した二冊の写真版は櫛田家の了承をえて、コピーして清須市が保管している。本稿はこれによった。

(29)註(28)に同じ。

(30)文化三年の国役金をめぐる幕府内部の動向については、藤田覚『近世史料論の世界』(校倉書房　2012)第五章「国高と石高」によった。

(31)『折たく柴の記』

（別表）

人　馬　割　代　官

天和度（第７次）人馬割代官配置

信使行程	人馬割代官配置	
泊　山城　淀	○淀	平野藤次郎（山城）・吉川半兵衛（近江・石部）
泊　山城　京	↓	
休　近江　大津	↓	
泊　近江　守山	↓	
休　近江　八幡	↓	
泊　近江　彦根	○彦根	
休　美濃　今須		
泊　美濃　大垣	○大垣	杉田九郎兵衛（美濃・笠松）・石原清左衛門（美濃・下笠）
休　美濃　墨俣	↓	
泊　尾張　名古屋	○名古屋	
休　尾張　鳴海		
泊　三河　岡崎	○岡崎	鳥山牛之助（三河・大浜）・鈴木八右衛門（三河・牛久保）
休　三河　赤坂	↓	
泊　三河　吉田	↓	
休　遠江　新居	↓	
泊　遠江　浜松	○浜松	
休　遠江　見付	↓	松平市右衛門（遠江・中泉）・市野惣大夫（遠江・市野）
泊　遠江　掛川	○掛川	
休　遠江　金谷	↓	雨宮堪兵衛（遠江・川井）・平野三郎右衛門（遠江・加茂）
泊　駿河　藤枝	○藤枝	
休　駿河　府中	↓	井出治左（右）衛門（駿河・大宮）・ 大草太郎左衛門（遠江・新貝）
泊　駿河　江尻	○江尻	
休　駿河　吉原	↓	古郡文右衛門（駿河・駿府）・万年三左衛門（遠江・川尻）
泊　伊豆　三島	○三島	
休　相模　箱根	↓	伊奈兵右衛門（伊豆・三嶋）・江川太郎左衛門（伊豆・韮山）
泊　相模　小田原	○小田原	
休　相模　大磯	↓	成瀬五左衛門（相模・中原）・坪井治右衛門（相模・中原）
泊　相模　藤沢	↓	
泊　武蔵　神奈川	○神奈川	
休　武蔵　品川	↓	伊奈半十郎（武蔵・赤山）
泊　武蔵　江戸	○江戸	

国立公文書館所蔵「朝鮮人来朝記録」より作成

正徳度（第８次）人馬割代官配置

京・淀 ↓ ↑ 遠州新居	竹村太郎左衛門（肥後　富岡） 都筑小三郎（石見　大森） 平岡孫市（美作　高田）
遠州舞坂 ↓ ↑ 江戸	雨宮勘兵衛（関東　江戸） 野田三郎左衛門（関東　江戸） 樋口又重郎（関東　江戸）

『静岡県史　資料編13　近世五』243文書より作成

延享度（第10次）人馬割代官配置

大坂・淀・大垣・舞坂・浜松・江尻・藤沢	佐々新十郎（石見　大森）　蓑笠之助（関東　江戸）
守山・吉田・藤枝・小田原	蔭山外記（出羽　尾花沢）　川田玄蕃（備中　笠岡）
京・岡崎・掛川・三嶋	山本平八郎（出羽　寒河江）　筧伝五郎（陸奥　塙）

『通航一覧　巻四十』より作成

宝暦度（第11次）人馬割代官

人馬割役御免	真野惣十郎（三河　赤坂） 辻六郎左衛門（摂津　大坂） 前沢藤十郎（関東　江戸） 横山伝右衛門（陸奥　桑折） 内方鉄五郎（関東　江戸） 小田切新五郎（駿河　駿府）

清洲　櫛田家史料より作成

代官（　）内の管轄地は西沢淳男編『江戸幕府代官履歴辞典』（岩田書院）によった。